

# 平成 28 年度第 1 回安城市農業振興協議会

日時：平成 28 年 7 月 29 日（金）

午後 2 時 30 分から 4 時まで

場所：市役所本庁舎 3 階

## 1 あいさつ

事務局：(挨拶)

(新しい委員の紹介)

(欠席者の報告)

市長：(挨拶)

事務局：ありがとうございました。第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画の策定について、神谷市長より協議会会長へ諮問を行います。現在の安城市食料・農業・交流基本計画が構造されましたのは、平成 18 年 4 月でございます。安城市農業基本条例の第 11 条第 6 項におきまして、概ね 5 年ごとに基本計画の見直しを行うこととなっており、平成 22 年度に見直しをおこないました。そして 27 年度に新たな計画の策定をおこなう予定でございましたが、上位計画である第 7 次安城市総合計画の改訂が 1 年延長したことに伴い、11 年目の本年度に第 2 次の安城市食料・農業・交流基本計画の策定をおこなってまいります。これにあたり、安城市農業基本条例第 11 条 4 項に基づきまして市長から本協議会に諮問をするものでございます。それでは市長、前をお願いします。

## 2 第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画策定について（諮問）

市長：(諮問)

事務局：ありがとうございました。それでは続きまして中田会長からご挨拶を賜りたいと存じます。

会長：(挨拶)

事務局：ありがとうございました。市長はこの後、他に公務がございますので申し訳ございませんがこれで退席とさせていただきます。

(市長退席)

事務局：それでは以降、本協議会の議長は協議会規則第 3 条におきまして会長が務めることとなっておりますので、以降は中田会長に議事取りまわしをお願い申し上げます。

会長：それでははじめに議題（1）安城市食料・農業・交流基本計画の進捗状況及び総括について事務局より説明をお願いします。

## 3 議題

### (1) 安城市食料・農業・交流基本計画の進捗状況及び総括について

事務局：(説明)

会長：ただいま説明がありました議題（1）安城市食料・農業・交流基本計画の進捗状況及び総括についてご意見などがありましたら発言をお願いします。

石川(正)委員：農業者を代表してというかたちで意見を持っているのかなというようなことを思っ

おりますが、ただ質問に先立ちまして、農業全体のことと思うと、このメンバーでは偏りがあるのかなと思います。なおかつこの資料の特に今ご説明があった資料1という項目につきましても、数値目標等示されているわけですが、施設や園芸ものについての、これもやはり農業の産物、商品を取り扱っているものですから、できればそのようなものに関しても目標数値をまず設定をされたらどうかということがまず1つです。資料1について国の数値でいうと、資料1の1ページ目の冒頭の食料自給率についてというお話ですが、先ほどのご説明だと国の指標を使っているというお話だったと思うのですが、安城の農業振興に関して、安城の自給率が必要ではないのかなと思うのですが、また後でご説明を、そのようなことは無理だなど、やはり安城市の農業振興を策定するにあたっては、安城市の自給率がやはりいるのではないかなというように思っておりますので、可能かどうかというお話と、2番目の農地面積、平成4年が現況のものであって、目標が2016年というお話でした。私は今はじめてこれをみたのですが、その当初減るということが目標だというお話ですよ。ということは、農業の作付面積は、安城市は減らしていくのが目標だったと、このような解釈でよろしいのですか、というお話です。それも達成している、Aというように記入があるのです。非常にこれは農業者にとって、農業軽視ではないかなというように思っておりますし、昨年来よりこのような会議において、営農関係、死活問題の地区の方もみえます。そのようなことを前提に農業の農地面積を減らしていくのが2004年にもう設定をされていたというようになれば、非常に農業軽視かなと、そのことに関してもきちんと2016年、12年後には農地が足りませんよということをきちんと説明すれば、それなりの経営方針ができたはずだと思うのですが、非常に計画が本当に間近になって帳尻を合わせるのかなというようにしか思えませんので、非常に少しご説明があるのかなと思っております。長くなってすみません、各項目について検討していただくところがありますので、まず言わせていただきますが、このページの第4章の食料に関する施策の中で、地元農産物（青果物）の購入割合（%）学校給食と書いてあります。40パーセントとあります。それで目標が40パーセントです。27年度が44.1パーセントですので、当然達成率はAと。ただ、ピーク時には51.7パーセントもあるにもかかわらず、減っていても目標達成だというのは非常に残念な考え方かなと思います。せっかくこの51.7パーセントまで地元のものを使っていたようなことができたのなら、さらに進めてこれが右肩上がりになっていくのが本来かなと思うのですが、いろいろ諸事情があると思いますが、できればこの数値目標をAでよろしいのかという話を少しさせていただきたいと思っております。それから次ページ目の法人数のお話がありまして、法人に関しては私も法人ですので、行政の方がおられるものですから、それを指しおいて法人の魅力云々というのは非常に違うのかもしれませんが、もう少し個人と法人化の違いというものを、本当に法人化を進めるのは何という部分では、皆さんのお勤めの方の待遇と、自営業者の待遇の格差がどのくらいあるかということをもう少し詰められてからご説明されるとよいと思います。法人になるとたしかに必要な経費等が増えますが、一番の法人の魅力というのは、保険がかけられるという部分がありますので、これからやはり求人を出すのにあたって、非常にウェイトが高いです。そのようなことに関してもう少し魅力があるようなPR等をさせていただければ、個人の方も厚生年金が農業でも家族経営の法人であっても厚生年金、社会保険がかけられるというようなことがあります。そうなってくると、国民保健の負担も非常に減ってくるわけですね。そのようなことをきちんとメリットを出してあげられれば法人化

ももう少し進むのではないかと思います。それから生産振興についての項目ですが、非常にこの項目について取り上げていただけるのはありがたいのですが、果たして種子更新率の向上を数値としてあげることが、産地化推進対策につながるのかどうかというのは非常にふと思います。できればここにいろいろな作物の収入や経営面積の数値をあげていただいたほうが、非常にわかりやすいのかなと思います。3ページにいきまして、先ほどの売れる米づくりの中の、減農薬のお話がありましたが、今の農産物の主流というのは、当然環境にやさしいというのが当たり前です。ですから、減農薬、化学肥料の5割減というのは、当然当たり前の世界になっておりますので、これが伸びるか、伸びないかという話だと、当然という部分ではやっていかなければいけないのですが、今経済連においては、あいちのかおりの減農薬という部分では取り扱いがありません。今年の28年度からゼロになりました。多分今後もないと思いますので、この辺ももう少し違った見方で作物の売れる米づくりについてテーマを絞られたほうがよろしいのではないかと思います。それから安城市のエコファーマーについてですが、先ほどのご説明もあって伸び悩んでいるということがありますが、5年ごとの更新で新しい技術を1個だけやらなければならないという部分で更新になります。そうすると、いままでギリギリのところをやっていたのが、もう1個新しい技術をやらなければいけないというかたち。次の年、10年後になると2つやらなければいけないという話です。各県では、エコファーマーを取り下げて、県独自の推進をおこなっていくところが増えております。ですから、安城市もこのようなエコファーマーで、更新は新しい技術を求めないという部分では取り組まれたほうが、また違った面で農業者のハードルが低くなるのですが、市民の皆様には理解はしていただくようなかたちになるのかなと思います。次の環境負荷の軽減という話で、農薬の使用量の削減の話だと、病気が非常に増えてまいりまして、昨年から私の地域においては、抵抗性品種でない品種、「コシヒカリ」「ミルキークィーン」「もち米」だなど、今度経済連が扱っているのは抵抗品種がありませんので、これは農薬をやっていると採れません。小麦に関しても、「きぬあかり」という品種は、極論をいいますと、今までやらなくてよかったものが、3回やらないとやっていけないというような品種に変わってきております。非常にこの辺もたしかに農薬を減らしたいのですが、あまりにも減らしすぎてきた結果が畦畔にも虫がたくさんいるという状態ですので、できれば違った面の施策で、例えば畦畔の冬場には畦草を燃やしましょうというような方法を、今ですと非常に農薬は禁止になっておりますので、できないときは少しこのような面ではまた以前に戻ったような推進も、本当に農薬を減らしていくなら畦草を燃やすほうも、どこかに技術として復活していただきたいなと思います。

神谷委員：最後の先ほど交流推進の中の、幼稚園、園の体験についてというお話、もう少しお聞きしたかったのですが、今、ここには何も実績が最終的には4というようになっていますけれども、先ほどもお話した最後に少し、全県で体験はさせていただけるという話を言われたような気がしたのですが、ここには4と書いてある。園は4だけですか。保育園は関係ないですね。学校だからという話で、そのような意味ですよ。あと小・中学校の、小学校の5年生はたしか安城市の場合は稲が多分体験が、勉強会になっていると思うのですが、この数字もこの数字に入っている。以上ながながとご説明を求めることが多くなってしまいましたが、できる範囲で結構ですのでよろしくお願いします。

会長：ありがとうございます。

事務局：農政系の近藤です。いろいろご意見いただきましてありがとうございます。まず私から食料自給率と幼稚園のことについてお答をさせていただきます。まず食料自給率ですが、実は安城市内だけでどれだけ作物が消費されているかというのは、市独自では把握しておりませんので、どうしても国や県の統計状況を頼るような状況となっております。なので、国の東海農林水産統計年報や県の作物の消費状況等々のデータをみつつ、そして安城市の人口のデータをあわせて、今現在食料自給率は出しているような感じになります。この食料自給率の出し方についても、今現在の状況と合わせて、問題ないか確認させていただいて、また新しい計画のほうでは算定式のほうも少し変えていくのかなと思っております。幼稚園のほうなのですが、こちら幼稚園の4園にというのが安城市の市内にある市立の幼稚園すべての全園となっております。小・中学校につきましても、バケツ稲の体験も含んだものでございます。小・中学校の21校というのも、安城市内にあります市立の小・中学校の全校となっております。失礼しました。小学校21校となっております。幼稚園のほうなのですが、幼稚園のほうは園庭で野菜を育てているみたいにして、それで農業体験をされているということでございました。

事務局：私は農地系の島田と申します。農地面積のことについては私からお答えさせていただきます。農地を農地以外にします農地転用につきましては、さまざまな要件がございますが、その要件をクリアいたしますれば許可せざるを得ない現状がございますので、今回、この計画の目標値というものは、農地を減らす目的の目標値ではなくて、農地を減らす面積を抑制するための目標値とご理解いただきたいと思います。

事務局：振興係長の杉浦と申します。よろしく申し上げます。石川委員のほうから質問いただいていた2ページ目の種子更新率が産地化推進対策になるのかということですが、私自身もこれについては疑問があったところと言われるとおりで、その産地でしっかりとした品質の米・麦・大豆を生産していこうと思えますと、種子圃場で採れたしっかりとした種子を使ってということで種子更新率というこの指標をつかっているかと思えますけれども、これに変わるもの、推進対策でこれに変わる指標がないか今後検討していきたいと思っております。売れる米づくりについての減農薬や化学肥料の低減というところにつきましても、このようなものがやっけてつくっていたものが、イコール売れる米づくりになるのかなということもあります。こちらにつきましても、推進内容と指標がしっかりかみ合っているかどうかを今一度検討して、新たな指標をつくっていきたくて考えております。環境負荷の低減につきましても、農薬を使わないことはよいのですが、それによって別の問題が発生するということも聞いておりますので、こちらの指標につきましても、こちらは※印のところにあります。衣浦東部という広域であります協議会で設定した数字で取り組んでいるものになりますので、そのようなところも含めまして、こちらのそのような指標を今後つかっていくのかどうかを検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

杉浦(英)委員：石川さんのほうからお話をありましたが、私のほうからエコファーマーについて補足をさせていただきます。エコファーマー自体は国の制度でして、県のほうも国の制度にそっているよいところなのですが、先ほど石川さんが言われたとおりで、5年ごとに改定があって、その時に新しい技術をとという精度なのですが、制度も順番に変わってきておまして、ある程度の技術までそれより先の技術は無いぞということであるものですから、打ち止めということも認められるようになりまして、一番てっぺんまで行ったかたについては、その同

じ技術でもエコファーマーとして認められるという精度に変わってきておりますので、参考までにということです。あと、どうしても国全体としてエコファーマーは減ってきておりまして、このようなエコファーマーを数値目標にするのは非常に難しいということで、県のほうもエコファーマーの人数を新たな高い数字で目標にするのはなかなか難しいのではないかとということで、数値目標を変えまして、過去エコファーマーになった人の累計を目標にしましょうということで、数字的には変わってきておりますので、参考までに今の安城市がどのようにするのかはまた別ですけれども、そのようなかたちで今やっているという状況です。何かエコファーマーについては、以前つかっていたエコファーマーマークというのが、あれも商標との関係で使えなくなったものですから、また1つメリットが無くなってしまったという部分がありまして、今一步、一時は流行ったのですけれども最近は下火という傾向かなと思います。

事務局：石川委員、いろいろありがとうございました。最初におっしゃいました、そもそもこの指標が後主農業に延長しているのではないかとということ、或いは地産地消の関係の指標、そして全般を通しまして市のほうの考え方を申し上げたいと思います。現行計画は平成 22 年度に改訂いたしまして、23 年度からの 5 か年ということで進めてきておりますので、大きな指標見直しはその時点でおこなっておりませんので、平成 17 年度時点の当時のいろいろな農業の抱える課題等々にそって現在の指標を設けております。この指標については、これまで議論を重ねた上でのごとでございまして、ご理解を頂戴したいと思いますが、この生活指標の設定の仕方、或いは目標、それ以前にそもそも向こう 5 年間、9 年間の安城市の農業を考えたときに、どのような施策をどのような体系で進めていくのかということと、このようにご議論いただきながら、それをはかるバロメータとしてどのような指標がよいのかなということとを私たちは考えていきたいと思っておりますので、今の委員のご意見につきましては十分参考にしてまいりたいと思っております。また指標の中で、地元農産物の購入割合の目標の達成度の評価の仕方について疑問視をされるご意見がございました。おっしゃるとおりだと思います。2004 年の時点での現状値が 40 パーセントで、目標も 40 パーセントだったということ、その途中において 50 パーセントを超えた時期もあったことを考えますと、この目標 40 パーセントの設定の妥当性については、やはり疑問がでてこようかと思いますが、原始的な問題等々いろいろありますので、次期計画の中で、このような指標、或いは目標を設定する場合については、その実現の可能性やその指標の意味などを十分考える必要があるのかなと思っておりますが、地産地消のバロメータとしては有効な指標というようには理解しておりますので、ご理解を頂戴したいと思っております。全般を通しまして、現計画は全部で 42 指標ございます。その中で目標を定めているものが 32 ございます。次期計画におきましては、全体の施策の体系、そして施策のボリュームに応じて指標の数量や中身、或いは目標について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

会長：ありがとうございます。あと石川さんのほうから質問のあった法人数のことについて回答できますでしょうか。

事務局：農地係島田のほうからお答えさせていただきます。法人数につきまして、先ほど石川委員が言われましたように、たしかに法人化のメリットの PR が不足しておりまして、その点が法人化の伸び悩みにつながっていると思われまますので、今後、その法人化のメリットについて、

周知を図ってまいりたいと考えております。

会長：ありがとうございます。その他、何かご質問等ありますでしょうか。ありがとうございます。

それでは各委員からのご意見も出尽くしたようですので、議題（１）安城市食料・農業・交流基本計画の進捗状況及び総括について了承することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会長：異議なしということでございます。よって本議題は了承されました。次に議題（２）第２次安城市食料・農業・交流基本計画の策定方針等について事務局より説明をお願いします。

## （２）第２次安城市食料・農業・交流基本計画の策定方針等について

事務局：（説明）

会長：ただいま説明がありました議題（２）第２次安城市食料・農業・交流基本計画の策定方針等についてご意見がありましたら発言をお願いします。それでは質疑が無いようですので、議題（２）第２次安城市食料・農業・交流基本計画の策定方針等について了承することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会長：異議なしと認めます。よって本議題は了承されました。議題についての審議はすべて終了しました。皆様のご協力ありがとうございました。

事務局：慎重なご意見ありがとうございました。冒頭、石川委員のほうからいくつかの指摘をいただきました。過去の指標を十分に策定したものですので、ご指摘のとおり指標としては時代も変わった中でおかしいことも多々ございます。従いまして、そのような意見が非常に大事でございまして、新しい計画でどれを取捨選択していくのかというについては、非常に参考になったと思っています。その中で、１つ指標のご指摘で農地面積がございました。これは、新計画においてもおそらく避けて通れない指標だと思っています。この中で農業振興を語るのであれば、安城市として農地が増やせない以上、100歩譲っても農地を減らさない、プラスマイナスゼロというのが本来の目的ではないかということをお考えください。直されにくい目標を掲げておいて、低くなったそれをクリアしたからこれは達成だというのは非常に違和感があるというのは正直なところでございます。同じような議論でジャンルは違うのですが、交通安全の計画をたてます。死亡事故の人数を何人にしましょうという議論がございまして。当然、死亡事故はあってはならない、ゼロ人が当たり前だろうということがありますが、ゼロはあり得ないものですからではそこで5人にするのか、6人にするのかと、そのような議論の中でやはりでは5人にしようか、7人にしようかということと同じような状況でございまして。ですからそこら辺はなんとか、合法的に減る以上減ることは前提として、ではいくつにするのか、どこまでに食い止めるのかという考えでいくのか、政策的に別にいたしましても、農地としてどこまでをボーダーラインとして守っていくのかということら辺の議論になるかと思っております。そのようなことでまた新計画の中でもどのようなかたちで指標をはらに落としていくのかというところは皆様のご意見をいただきながら設定するのかなと思っていますので、非常に大事な考え方の本幹だと思っていますので、また次回以降こちら辺はご意見を賜りたいと思います。それではその他について事務局のほうから連絡事項がございましての農務課長よりお願いします。

#### 4 その他

事務局：(連絡事項)

事務局：議題その他について事務局からの連絡事項は以上でございます。本日の内容について総じて何かご意見、ご質問等ありましたら最後賜りますのでいかがでしょうか。

神谷委員：農用地の維持ということに対しましては、本日の資料にも非常に農地、水というものが地域を含め多面的な機能があるのだよということを謳っておられます。明治も最大 8000 兆具、合併によって 9000 兆具という面積もありましたけれども、今は 5500 くらいあると思います。ご覧のように工場団地をつくりたいということで、25 ヘクタール、或いは三河安城周辺で区画整理事業に 40 ヘクタールということも聞いておりますが、この 10 年くらいは大体 30 ヘクタールくらいが転用されております。一番心配するものはそうした多面的な機能を越えた環境破壊ということが、やはり地域住民はもとより、新しく安城市に住む人にもそのような点での理解が少ない場面もあるのではなかろうかと思えます。そのような点にやはり十分配慮していただくということも大事ですし、国営事業の矢作川の防災事業が、一昨年からはじまりまして、16 年 696 ですか、700 億時代というような、国が防災対策ということで農家の負担、或いは土地改革の負担を国が 3 分の 2 持って、ざっとそのような負担で事業が進みます。これは天気予報で地図をみているとわかりますように、関東平野があつて、その次にはやはりこの愛知県、やはり平野だと思えますけれども、尾張のほうの弥富、あちらの埋め立て地のほうは、工場は入れませんが、やはり西三河がどうしても一番目につくところかなという、それがゆえに新幹線、国 1、或いは東海道本線、名鉄本線、23 号線、交通の対応が非常にうまくできている。私も市会議員のころ一生懸命で 23 号線、新幹線は三河でどうしても停めなければいけないと、いろいろやってきましたけれども、最後はやはり農地を守らなければいけないと今実感で仕事を励んでおりますが、やはりバランスを市としても壊さないと、工場を誘致すれば税収は入ってくる、市民は豊かになるという、昭和 40 年代の発想、やはりそのような工、住、商業はいろいろまた新しく変わってきておりますけれども、そのような流れの中でどの農地を確保するのか。うちの話をしても何ですけれども、用水を農地に水を引く経費というのは一反 7,500 円かかります。これは事務局が年々計算しています。今いろいろな補助金を還元して 4,300 円でやっていますけれども、一気に転用が増えますと、水あげするのが 35 年の、最近もありますけれども、まだ 50 年、100 年、或いは 200 年いきてもゼロにはならないと思えますが、いずれにしても農地と水を守ることによって、この安城の地域の環境が保全されているということの PR も明示もしていきたいし、一緒に取組んでまいりたいと思っておりますが、ふしふし今言った面積が時々減るのだなということも思いながら、あくまでもそのバランスをやはりお互いに強調、或いは譲りながら、西三河各市に水を配っております。近年では岡田菊次郎の生誕 250 年を祝って本を出しました。その中で岡田菊次郎は 16 歳で安城村の議員になって以来、明治用水の仕事、町の仕事、その間には村会委員、町会委員などやっていたわけです。彼も 543 ヘクタールの山を長野県の 2 村を中心に確保しました。その維持管理には農家の課金をあてがうことなくやりたいということで、西三河 8 市、或いは企業からも応援をいただいています。やはりそれどこまで持続できるか、どこまで理解してもらえるかということのをこれからの仕事だと思っておりますけれども、いろいろな面で 1 つ市の市長をはじめ、応援をいただ

きながら、続けていかなければならないなと思っているのが私の思いです。

事務局：誠にありがとうございました。それでは最後にあたり、副市長の新井のほうからお礼のご挨拶をさせていただきます。

副市長：理事長からなかなか深いお話をいただきました。市のほうでバランスをとるか、市制と言いますか、発展ということで大事だなということで今8次総合計画を立てたところでございます。その中で工業、商業、農業、このバランスということがやはり大事であります。農業者から石川委員が先ほどおっしゃいましたように、土地を減らされると自分の生活の危機に至る、このようなことがありますし、中小企業の製造業の方からいうと、今創業がなかなかまち中でやりにくくなってきて、新しい場所がなければ安城から出ていく、それしかない。安城の雇用を守るためにはどうしたらよいか、そのような声も聞きます。やはりそのあたりをバランスよく進めることが大事だというように思っておりますので、これからもこのような会議を通じて皆さまのご意見をいただいてまいりたいというように思います。最初に市長から第2次安城市食料・農業・交流基本計画の策定についての諮問をさせていただきました。これから先ほどのスケジュールに基づいて検討をはじめていくわけですが、専門部会など、協議の中でいろいろなことを我々としても検討してまいりたいというように思います。今回策定する第2次基本計画というものは、既存の計画を踏まえつつ、やはり環境の変化ということもありますので、今後10年を見据えてどのような計画にしたらよいかということが大事になってまいります。委員の皆さま方におかれましては、そのような点で10年後に安城はよくなったと言えるような、そのような計画に持っていけるように、大所高所からご意見をいただきますようお願いを申し上げます。以上、簡単ですが終わりの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局：これもちまして、第1回安城市農業振興協議会を閉じさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。